

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在の「B工務店」の代表者として大工仕事を請け負い、自ら大工として建築業に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、C所在のD工務店から依頼のあった「D工務店加工場屋根取付工事」（以下「本件工事」という。）に係る屋根の取付け作業中、屋根上から墜落した（以下「本件災害」という。）。被災者は、E医療センターに救急搬送され、入院し加療をしたが、同年〇月〇日、「重症頭部外傷」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者が特別加入者（一人親方）であったことから、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求し、遺族補償年金及び葬祭料について給付基礎日額〇円としてそれぞれ支給決定されているところ、本件において、被災者は、本件災害時、B工務店の代表者ではなく、労災保険法上の労働者であるとして再審査請求に及んだものである。
- (2) この点、請求人らは、本件災害時、被災者はF代表から黙示の指揮を受けており、また、労務提供の対価として〇万円の日当を受けていた等の事実があることから、被災者はD工務店に使用された労働者である旨主張しているところ、労災保険法上の労働者であるというためには引用する判断基準に基づき、実態としてD工務店との間に使用従属関係が認められなければならない。
- (3) 改めて本件における一件記録を精査し、引用する判断基準に基づき検討したが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおりであり、被災者が従事していた本件工事において、被災者はF代表の指揮監督に基づいて就労していたものとは言えず、被災者とD工務店の間に使用従属関係は認められないと判断する。
- (4) 請求代理人が労働者である根拠として主張する「日当」については、確かに使用従属性を補強する一つの要素ではあるが、当該日当についても、被災者がD工務店に請求書を提出し、被災者が領収書を発行していたことや、日当額が、本件災害時の現場で作業員であるGやHより高額（1日につき〇円、月単位でいけば約〇万円以上の差）であることに鑑みれば、一般の労働者とはその受領方法、同種の作業員とは金額において相違があり、日当制であったというだけで、被災者が本件災害時D工務店の労働者であったとすることはできない。

(5) そのほか、労働者性の判断を補強する要素についてみるも、決定書理由に説明するとおりであり、当審査会としても、被災者は労災保険法上の労働者であると認めることはできないと判断する。

(6) このほか、請求人らの主張について子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。